

会 議 録

会議の名称	平成 25 年度 第 3 回飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会
開催日時	平成 25 年 6 月 18 日 (火) 午後 5 時 00 分～午後 6 時 30 分
開催場所	飯塚市役所 2 階 201・202 会議室
出席委員	渡邊美智子 委員長・福岡一志 委員・竹内節子 委員・河原信子 委員 白山勝也 委員・石井啓子 委員・上野裕美 委員・西村亜矢香 委員
欠席委員	なし
事務局職員	高倉孝 こども・健康部長・田原洋一子育て支援課長・城戸信比古子育て支援課長補佐 近藤桂子 保育指導主幹補・松岡貴章 総務係長 青木宏親 学校教育課長・古野知恵子 学校教育課長補佐・中嶋啓誠 学事係長
会議内容	<p>(委員長)</p> <p>只今から「平成 25 年度第 3 回飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会」を開催いたします。それでは、前回からの継続審議となっております「公立幼稚園利用料について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>それでは、資料に沿って、ご説明をいたします。</p> <p>資料の 1 ページをお願いいたします。</p> <p>まず初めに、現在の認定こども園に至るまでの公立幼稚園の再編計画について少し、ご説明させていただきたいと思えます。</p> <p>平成 18 年 3 月 26 日の 1 市 4 町の合併後、昭和 38 年建築の幸袋幼稚園と昭和 35 年建築のかいた幼稚園の老朽化の関係もございまして、平成 21 年 2 月に策定した「公共施設等のあり方に関する第一次実施計画」においては、公立幼稚園を再編整備し、移転についても考慮したうえで、1 園を公立幼稚園として存続させるものといたしておりました。</p> <p>また、当時の「公共施設等のあり方検討委員会」におきましては、公立幼稚園の全廃についてもご発言がございましたが、特別な支援を要する子どもの受け入れや所得の比較的低い世帯の子どもの受け入れという公立としての役割を考慮し、私立幼稚園との役割分担を踏まえながら、公立幼稚園 1 園を存続していくとの方向性が示されたものでございます。</p> <p>しかしながら、計画策定から 2 年を経過したところで、「公立保育所・幼稚園あり方検討委員会」におきまして、多様化する幼児教育、保育のニーズに対応し、幸袋、庄内、颯田の各地域から幼稚園の機能が失われないようにとの考えに基づきまして、公立幼稚園 3 園を幼児教育と保育を一体的に提供することができる認定こども園に再編整備するよう、平成 23 年 9 月に「公立保育所・幼稚園のあり方について」のご答申をいただきました。</p> <p>これを受けまして、平成 23 年 11 月に「公立保育所・幼稚園のあり方に関する実施計画」を策定し、平成 25 年 4 月 1 日より幸袋こども園、庄内こども園、颯田こども園の幼保連携型認定こども園 3 園を開設したものでございます。</p>

つづきまして、授業料の減免制度についてご説明させていただきます。

授業料の改定に際しましては、費用負担の公平性からすべての受益者に一定の負担をいただくべきであると考えておりますが、負担増となる金額を定額とした場合、特に所得の低い世帯では、生活への負担が重くなってしまうことが考えられます。

そこで、授業料の改定に合わせ、減免制度についても見直す必要があるものと考えております。

具体的には、現在の各階層区分における減免率を固定し、改定する金額に合わせて減免額を変更する方式です。

3 ページの資料①をご覧ください。

例えば、授業料を月額 1,000 円値上げした場合、生活保護世帯の第 1 子であれば、月額 400 円、第 2 子で月額 200 円の負担増となります。

この方式であれば、低所得者層に配慮しながらもすべての世帯に授業料改定の負担をしていただくことになるため、負担の公平性も保たれることになるのではないかと考えております。

また、飯塚市が設置する子育て支援施設におきましては、第 3 子以降の利用料金を無償としている状況から、公立幼稚園におきましても、子どもが多い世帯の費用負担の軽減を図るため、所得の低い世帯だけでなく、すべての世帯において第 3 子以降の授業料を無償とすることが望ましいものと考えております。

つぎに、授業料改定における各世帯への影響について検証させていただきたいと思っております。

授業料の改定に際しましては、当然、受益者負担率や私立幼稚園との料金格差についても解消していく必要があるものと考えております。

しかしながら、値上げ幅が大きくなる場合、先ほどの例でもご承知のとおり、生活保護世帯など減免制度の適用がある世帯では、ある程度、影響額が圧縮されるものの、減免制度の適用がない世帯では、値上げの金額が直接、生活に影響を及ぼすことになってまいります。

例示しておりますが、1,000 円値上げの場合、2 人が同時に就園している世帯で考えますと、生活保護世帯では、年間で 7,200 円の負担増ですが、市町村民税所得割課税世帯では、年間で 24,000 円の負担増となり、2,000 円の値上げでは、当然ですが、2 倍の年間 48,000 円の負担増となってまいります。

減免制度に該当しない世帯で、比較的所得の低い世帯での費用負担を考えた場合、すべての家庭に就園の機会を確保するという行政としての役割からも、あまり大幅な値上げは厳しいのではないかと考えております。

ここで、第 2 回の委員会でご説明いたしました公立保育所と公立幼稚園の負担の均衡について、補足説明をさせていただきたいと思っております。

お配りしております、資料⑤をご覧ください。

①部分では、保育料が幼稚園の約 1.46 倍、②部分では、約 1.19 倍となっており、全体の 32.9%を占めています。

また、③部分については、ほぼ同額の負担となっており、全体の 31.9%を占めてい

る状況です。

④部分と残りが、幼稚園の負担の方が大きくなっている状況ですが、第3子以降については、先ほどご説明しましたとおり、幼稚園授業料の減免制度の拡充により、ある程度の差は解消されるものと考えております。

実施計画にもございますが、授業料の改定に際し、保育所児との費用負担のバランスを考えると、全体の約65%を占め、料金が高額になる①、②、③への配慮が必要になってくるものと考えております。

現在の6,000円を①部分と同様に1.46倍した場合、8,760円となり、②部分と同様に1.19倍した場合では、7,140円となります。

ただし、授業料の値上げが大きくなれば、ほぼ均衡の取れている③部分のバランスが崩れることになり、幼稚園の負担の方が大きい④部分の差がより大きくなることにもなります。

事務局といたしましては、先ほどご説明いたしました授業料改定に伴う各世帯への影響や各階層における園児の割合を加味したうえで、保育所児との費用負担のバランスを考慮した場合、1,000円程度の値上げが妥当ではないかと考えております。

ご検討のほどよろしくお願いいたします。

最後になりますが、入園料及び預かり保育料についてご説明いたします。

授業料と同時に、入園料、預かり保育料の見直しについても、「公立保育所・幼稚園のあり方に関する実施計画」の中で計画されているところがございますが、入園料につきましては、入園する際に納めていただく一時金であり、公立幼稚園においては、園児を新たに受け入れるために必要となる経費を受益者負担の算定根拠とするのが妥当と考えております。

資料④をご覧ください。

園児一人当たりの入園に係る経費を積算いたしますと、ご覧のような状況でございます。

事務局といたしましては、現在の入園料3,000円は、適切な料金設定であるものと考えており、今回は見直しの必要性はないものと思っております。

また、預かり保育につきましては、合併前の飯塚市において、「公立幼稚園の効率化に関する検討委員会」の中で統廃合を含めて議論され、平成12年7月に策定した「飯塚市立幼稚園総合実施計画」に盛り込まれたものでございます。

平成14年3月の統廃合を経て、社会情勢の変化や保護者ニーズの多様化に対応し、子育て支援を推進するために、平成14年5月から幸袋幼稚園で開始し、合併後の平成19年5月からは、庄内幼稚園、かいた幼稚園でも開始となり現在に至っております。

しかしながら、近年、利用者が少なく、現在も各園10人程度の利用となっており、採算性が見込める事業とは言えないのが実情でございます。

利用者のニーズを的確に捉えたうえで、利用時間や利用料金を設定する必要があると思われませんが、国の子ども・子育て支援新制度においては、預かり保育についても就労の有無等により、その必要性を判断するという方向性が示されているところです。

そこで、今回は改定を見送り、国の子ども・子育て支援新制度の本格実施に合わせ

てニーズ調査等を実施したうえで、利用時間や利用料金について見直しを検討していくべきであると考えております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

(委員長)

事務局の説明が終わりましたが、資料の項目で区切って進めさせていただきます。

まず、「資料1 ページ、1 番の合併後の公立幼稚園の再編計画」についてご質問やご意見等をお願いします。

(質問・意見等なし)

(委員長)

ご意見等がなければ、「資料1 ページ、1 番 合併後の公立幼稚園の再編計画」についてはご理解いただいたということで進めさせていただきます。

次に「資料1 ページ、2 番の授業料減免制度について」の部分で、ご質問やご意見等をお願いします。

(質問・意見なし)

(委員長)

ご意見等がなければ、「授業料減免制度」につきましては2 番の4 行目にあるとおり「各階層区分における現在の減免率を保持し、改定する金額にあわせて減免額をスライドさせる方式とすること。」及び最後の部分の記載のとおり「すべての世帯において第3 子以降の授業料を無償とすること。」でご異議ありませんか。

(質問・意見なし)

(委員長)

ご異議もないようですので、減免制度については、そのように決定いたします。

次に3 番「授業料改定における各世帯への影響について」でございますが、今回の幼稚園利用料金見直しの最も重要な部分ですので、先に4 番の「入園料及び預かり保育料について」の部分で、ご質問やご意見等をお願いします。

(委員)

ここに書いてあるように所得の低い人はあまり影響がないと思います。ある程度支払っている人たちが、その差を感じるとと思います。先程、資料⑤で説明していただいた部分と保育所との比較ですが、公立幼稚園と私立幼稚園との差が前回の資料で出ていましたが、そのへんも踏まえないといけないんじゃないかと思います。

最初に、保育所との比率を単純に出していますが、わかりやすく説明をされた方がいいと思い、自分なりに計算をしたのですが、資料⑤の時間単価の算出方法、これは時間単価を出されているのです。1 時間どのくらい保育所が負担しているのかというのと、公立の幼稚園がどのくらい負担しているのかというところで、最終的には下の所得のある方たちが支払っているところが基準として絞って考えた時に、保育所の第一子が127.4 円、幼稚園の方だったら87 円の負担ということですか。

(事務局)

そうなります。

(委員)

その比率では幼稚園だったら 1.46 倍ということですね。この部分を違う方法で計算をしてみました。保育所の場合、保育料が 33,430 円、それを 25 日で割って 10.5 時間で割って 127.4 円になりました。幼稚園の場合は授業料 6,000 円と給食費 2,400 円でこの 11/12 月というのはどういう意味ですか。

(事務局)

給食費は幼稚園では 1 カ月、不徴収の月の夏休みがありますので 11 カ月で徴収させていただきますので、11/12 とさせていただきます。

(委員)

教材費が 500 円、授業料が 6,000 円でお休みが 2 カ月あります。その分は案分して入れないのですか。夏休みの分は案分しないのですか。

(事務局)

授業料の場合は 12 カ月で徴収をさせていただきます。

(委員)

この計算は 6,000 円でしているじゃないですか。

(事務局)

減免等がございませんので 6,000 円で計算しております。

(委員)

だけど 2 カ月間は来ないですよ。

(事務局)

授業料としては毎月お支払いをしていただいておりますので、園児さんが登園しないということで、その分を差し引くという考えもあります。

(委員)

各月に負担させたらどうですか。

例えば、計算方法として、課税世帯に対して、2 カ月間来ない分を来る月に案分して計算してみたのです。2 カ月間で 12,000 円になります。それを 10 カ月で割って、来る月の 10 カ月にプラスするという私なりに計算をしてみました。そうすると 8,000 円だとかわらなくなります。7,000 円だと幼稚園の方が低くなります。ただ一度に 2,000 円アップしてしまうのはどうだろうと思います。そういう計算方法の方が解りやすいと思ひまして自分なりに計算をしてみました。

(事務局)

この資料がちょっとわかりにくい表になっていますので。もう少し解りやすい資料を提示できればと思います。またお示しをしたいと思ひます。

(委員)

7,000 円でいくと 111 円になります。8,000 円になると 123 円ぐらいになりますので、8,000 円に上げるとなると一度に 2,000 円上がることになるので、少し考えないといけないのかなと思ひます。保育所との比較の場合はこれでいいのかなと思ひますが、公立と私立の幼稚園の格差が前回の資料では差が 5,130 円と 11,800 円と差があるので、この辺の話し合いを進めていった方がいいと思ひましてお尋ねしました。

(委員長)

今、委員の方から、資料がちょっと解りにくいのではないですかとのことなのですが、事務局の方でももう少し解りやすい資料とか用意をしていただけますか。

(事務局)

またご意見を参考にさせていただきますして、次回、解りやすい資料をご提示できればと考えております。

(委員長)

今のところは授業料というところなんですが、4番目の「入園料及び預かり保育料について」の「入園料」につきましてはどうでしょうか。

(質問・意見なし)

それでは整理をいたします。入園料については4番の5行目～6行目にあるとおおり「今回は見直しの必要がない」とすることによろしいでしょうか。

( 異議なしとの声あり )

(委員長)

ご異議もないようですので「入園料」については、そのように決定いたします。

次に「預かり保育料」につきましても「今回は改定を見送る」ということによろしいでしょうか。

( 異議なしとの声あり )

(委員長)

ご異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

それでは資料1ページに戻っていただき、3番「授業料改定における各世帯への影響について」、ご質問やご意見等をお願いします。

新たにわかりやすい資料をとということだったのですが、この資料でご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(委員)

授業料改定が一番大きな問題になるのはよく解るのですが、問題は何を基準にして料金改定を進めていくかがポイントになると思います。ここが明確になればおのずと答えがでると考えています。

この中にも書いております1ページの3に、「授業料改定」にあたっては「受益者負担率」というキーワードと、二つ目に「私立幼稚園との料金格差」というのがでてきております。そもそも料金改定を行う背景の中で公立保育所・幼稚園のありかたに関する実施計画の中で料金改定をうたっているのは、授業料については「長時間利用児との費用負担のバランス」や「他市の状況を踏まえながら見直しを行いましょう」というのが認定こども園を含んだ実施計画の料金改定のひとつの理由というか柱になっております。まず、私は「長時間利用児との費用負担のバランス」と「他市の状況」を基準にして、7,000円なのか8,000円なのか9,000円なのかの議論を進めるべきじゃないのか。「私立幼稚園との料金格差」を一つの基準として議論するのは時期が早いのではないのか。この前の資料では2倍の差があるとの資料が出ていましたが、まず料金改定の第一ステップとしましては実施計画にふれてある「長時間利用児との費用負担のバランス」かつ「他市の状況」を踏まえて、この2点を基準に考えるべきではな

いのかなと思っております。

ここでみなさんの意見がある程度共通の基準になってしまえば、後は数値の問題ということになり、「私立幼稚園との料金格差」も前提にするのかしないのかとか、その辺が一番重要になるのかなと個人的には思っております。

(委員)

資料②で、生活保護世帯が 11、市町村民税非課税世帯が 10 人、最後に上記以外の世帯が 117 人になっていますが、これはほとんどの世帯が 6,000 円払っているということですね。

(事務局)

現在の状況でいいますとそうなります。

(委員)

やはり 6,000 円のところで見直すというのがいいのかなと思います。そうするとすぐ見直し安くなるし、どこかに絞らないと難しいですね。

委員は日数で案分しているのですが、その分だけ少なくして割っているのですが、どちらでも同じ結果になるのですが、私が言ったのは実質 10 カ月しか来ないので、それを 6,000 円で計算をしないで、1 年分の 72,000 円を 10 で割ったら 7,200 円になるので、そういうやり方で計算していくと幼稚園の授業料は割高になるので少し単価が上がる。保育所の児童は毎月利用しているけれども、幼稚園の児童は 10 カ月しか実質来ないので、2 カ月分の授業料は払っているけれども、夏休み、冬休みは来ていないので、その時の授業料を来ている月に案分して分けて計算して時間単価を出した方が正しいんじゃないですかということです。

(委員)

私立幼稚園の場合、保育料は年額です。年額を 12 で割った額を頂きますので 2 カ月分の 7 月、8 月も当然引き落とされます。もし 7 月 8 月嫌だと言われれば、その分を各月に上乘せして徴収させていただいております。

(委員)

そしたら、10 で割ったところで計算した方が単価が高くなるので、わかりやすく比較がしやすいということです。先程人数を聞きましたように 117 人と人数が占めている割合が多いところである程度出した方が解りやすい。生活保護とか非課税世帯は、それなりに支援とか減免制度がありますので、そんなに負担にならないですね。

今日は意見ということなので、合併の時の公立幼稚園を残すところで、結局特別な支援を必要とする子ども、障がいをもった子ども、もしくは比較的所得が低い方が優先的に受け入れやすい体制のために公立幼稚園を残そうとなったと言われたのですが、前回質問した中に公立幼稚園の受け入れの体制を聞くと、「みんな公平だ」と言われていたのですが、その辺の相違というのは全くないのですか。

例えば、障がいがあるから優先的に受け入れようとかそういうことも、価格を設定するときに必要なのかなと思います。

(事務局)

今、委員がおっしゃったことは非常に悩ましいところなのですが、現状ではそうい

った優先制度がないのが実情です。

(委員)

先着順ということですね。

(事務局)

いえ。応募時期を設けています。その時はみなさん平等で、オーバーしたときは抽選になります。その後入園の募集時期を過ぎますと受け付け順というかたちをとらしていただいております。

(委員)

ちょっと趣旨と合わないですね。例えば、特別に事情がある子どもが優先的に入れるとすれば、公立と私立に差があってもしかたがないと譲歩できる部分もありますが、誰でもいいといいますか、所得が高い方が同じ事になるのであれば、これはなんなんだろうと読みながら思ったものですから。後々までいろいろと考えて認定こども園になっていったのですが、どうなんだろうと思いました。

(事務局)

特別な支援を必要とする子どもの受け入れに対しましては、基準の問題がありますので難しいと思います。ただ公立幼稚園といたしましては、例えば、支援の必要な子どもが入園を希望され、もちろん空きがある場合ですが、そういった場合については支援員の配置をした上で受け入れ体制を整えるとゆうことで公立幼稚園としての役割をはたしていくと考えております。

(委員長)

特別支援を必要とする子どもで支援員をつける体制を整えていくということでしたが、私立幼稚園でも加配とゆう制度もしていらっしゃいますよね。その辺の公立と私立の違いというのは出ないかもしれないと思ったのですが。私立幼稚園はどうですか。

(委員)

やはり、特別に支援が必要な子どもが年々増えてきているというのは否めなくて、その場合、特別に職員を雇って付けることもあったり、飯塚市から保健師がきて下さっておりますので、専門機関につなげていただいたり、さらに本当だったら、その子の環境として、幼稚園よりも特別にトレーニングができるところの方が育ちのためにいいと思われるときは、段階を踏みながら週に2回程そちらの方に行っていただき、もちろん逆の場合もありますけれども、そういうことで職員を雇って付けるしか方法がない。又は特別なトレーニングができるところに、この子どもに診断が付いた場合、3歳とかではなかなか診断できないんですけども、診断が付いた場合は県の方から少し教材等を買う費用、一人につき年間で39万円近い金額を出して下さることになっております。お子さんが小さいということもあって、お母さんが認められない場合が多いので、我々としては関わって行かなければならないというところもございます。

(委員)

やはり公立と私立の格差があると言うのは、そこに公立の行政としての方針としてうたっていますように優先的に考えるとすれば、少し差があっても、今お話しを伺いますと39万円補助金がでたとしても人件費を考えたら全然採算がとれないのです。



やはり、そういう事を考えないと、公平じゃないとか、基準が難しいとかそういう前に、人としてきちんとしていないといけないし、そういう事をきちんとしていれば、この価格の設定も別に差があったとしてもみなさん受け入れると思うのですが。どうみても高所得の方が安いから行こうよ、というところで行っている面がすごく見受けられるので、考えていただけたらと思います。

(委員長)

公立の幼稚園としての役割みたいなものがもう少し明確に表していただけたらなと言うことですね。そうすれば料金に差があっても納得できるということですね。

(委員)

例えば、公立と私立はこういうふうに違うよというような、優先的に受け入れているというところで価格の設定が違う。こんど価格の基準を決めるときでも 1,000 円アップにするのか、2,000 円アップにするのか決めるときにでも、そういうことがあれば、1,000 円でもいいんじゃないのと思えるのですが、そういうのがなくて、ただ倍額とか同じような条件で、みなさん同じように受け入れるとなると価格の設定は難しくなると思います。

(委員長)

他にはご意見とかご質問はございませんか。

(委員)

今、委員が言われたとおり保育所の場合は、特別に支援が必要な子どもは公立の方に行かれております。手帳が出るまでいない子どもは私立にもたくさんいますが、補助金というのは私立にはほとんどありませんので、公立の方でされています。

やはり幼稚園の方もそうではないかと思えます。私立の方は年間 39 万円では全然たりません。それと、今認定こども園で幼稚園と保育所の子どもが一緒にいるわけですから、長時間の子どもと短時間の子どもを考えて価格の設定を行うべきと思えます。

(委員)

委員がいわれたとおり、ちょっと表をみて解らない部分も多いのですが、資料②を見ると 11 人 10 人 3 人 117 人を合計すると幼稚園に通っている人数の合計になるのですか。

(事務局)

合計しますと 247 人になります。昨年度の公立幼稚園の 5 月 1 日現在の人数となっております。

(委員)

何年か前に再編整備をした時から考えてやはり存続させるには、所得の水準とかそういう各家庭にあわせて存続させるべきと言われているのであれば、何らかの基準を設けなければならないと思います。だからと言って基準を設けますと上記以外の世帯になっているので、通う方が少なくなると存続させるのが難しくなるので、その辺が解らない部分になります。

(事務局)

委員の言われましたように、料金をかなり上げますとお支払いいただく園児数が減

っていきますと今度は公立幼稚園の存続が危ぶまれるような状況が発生しますので、その辺のバランスが必要になります。

(委員)

例えば、認定こども園が3園ありますが、その中で幸袋が民営化というのがでてきましたよね。そうなったときに幸袋の幼稚園の子どもが公立から私立になるわけですが、その辺はどういうふうに考えているのですか。

(事務局)

幸袋については平成28年に民営化していくわけですが、今委員の言われるように民営化すると料金が2倍くらいになりますので、その時は、案として考えているのは引受法人には料金が負担にならないような形をとっていただきたいと考えております。

平成28年度から幸袋こども園は民営化しますというお知らせをする場合、料金については打ち出せませんので、ただ民営化します、民営化予定ですと応募には出したいと思えます。その中で在園児については料金が急激に2倍というふうにはならないと思えますので、その時には引受法人には考慮していただきたいと思えます。その時は委員会で応募条件の中でご審議いただきたいと思えますのでよろしくお願ひします。

(委員長)

他に何かございせんか。

(委員)

根本的なことは、どの子にも平等に幼児教育ということです。そういうことを我々は忘れてはいけないと思えますし、所得の低い方のお子さんをちゃんと引き受けられるシステムも必要ですし、117人の大多数の園に行っていらっしゃる方は、もう少し高い授業料でもいいのではないかと思えます。私立幼稚園で一番安い所で言えば19,000円で3倍ですよ。それでもなかなか厳しい思いをしながら職員を沢山雇ってというところがあります。このあたりの方々も昔はみなさん貧しかったです。私たちの時代は教科書までお金を出して買わないといけなかった時代。でも子どもの教育の事だからと言って親も一生懸命働いてお金を出していたというのがありました。今の子どもは何かしていただけることが、当たり前になっている時代になっているので、教育は親の力で子どもの夢をバックアップしていけたらと思えます、お父さんお母さんの気持ちを少し変えていけたらと思えます。

(委員)

この料金改定の問題は、今回の料金改定が結論ではなくて、スタートだと思わなくては無理だと思えます。なぜかと言うと27年には子どもの法律が変わって認定こども園の料金の基準が変わる可能性がある。それと事務局が言われたように28年度には私立幼稚園を運営している方が認定こども園に対して手を挙げる場合もある。

ということは28年度には私立幼稚園との料金の格差が問題になってくるわけで、これは2年～5年かけて格差是正というものを進めていく問題だと思えます。

そう考えて、まずはどこに手をつけるのか、出来るところから手をつけようと思えていかないと、話しが膨らみすぎる。まずは料金設定に論点をしぼらないと難しいのかなという気がしました。

確かに委員の言われる通り幸袋を民営化したときには、最終的な料金というのをいろんな角度から議論されるはずでしょう。それに27年度には国の方針が出るでしょう。現段階で我々が何の部分を手少なくとも改めるのかと言う所で議論して行かないとかなり難しいのではないかと思います。

それと公立幼稚園なり認定こども園、例えば、役割とかサービスのあり方とか、もちろん議論とかでてくるわけですが、それも考えなくちゃいけないけれども、料金の格差是正に絞っていかないとかなり難しいのではないかと思います。

近々の問題は、公立保育所と公立幼稚園が同じ場所で同じサービスを受けている。ただ違うのは時間が違うということ。価格を決める場合はサービスの質と量で決まるわけですから、サービスの質が認定こども園の長時間利用児と短時間利用児が同じであれば、量の部分で今回は是正を図る。その中で所得の厳しい方への配慮は減免制度があるわけですから、これはこれである程度カバー出来る。そうすると全世帯の247人のうちの197人が占有している課税世帯の料金の基準を明確にすれば、おのずと低所得層の基準もある程度出てくると思います。少なくとも認定こども園の中で現段階での不公平感を早急に改善して同じサービスを提供していくという前提作りをする必要があるのではないかと思います。

(委員長)

課税世帯の基準を明確にしていこうということでもいいのでしょうか。長時間保育と短時間保育、サービスは当然同じであるはずですので、時間だけの問題になりますよね。

(委員)

単純に言えばそうなります。100%とは言えませんが、そこに重点的な基準を置いて判断して行けば、多少プラスアルファがあるかもしれませんが、論点はある程度決めるべきであろうと思います。

(委員)

最終的には多分そういうことになると思うのですが、価格の設定はどこかに基準を置かないと難しいからですね。

ただ、この意見の場ではいろんな意見を言って、その中で基準をきめていく。今回はこれに絞ろうとか、先々ではこういう問題が出るよとかいっぱいあります。目先のことを考えて決めているから。前もって基準がきちんとあれば今回のように何年も見直しをしていなくて急に見直しをしましょうとして、じゃあ前回はどうだったのかということが沢山あり、また、行政がそのまま置いていたと言われましたけど、一旦みなさんが思っていることを全部発言した上で、最終的に認定こども園の中の幼稚園と保育所の子ども達の格差をなくそうということになるのですね。最終的にその格差をなくしたときに、それだけでは収まらないから、公立幼稚園はこういうところが他とは違うよというのを見せての価格設定ができればいいと思います。

(委員長)

今、特別支援を要する子どもは幼稚園にどのくらいいるのですか。30人当たりには2~3人はいるとかいないとか結果が出ているようですが。もしかしたら、

保育士が気が付いていても、お母さま方が拒否されて、お話しを聞かない方もいらっしゃると思います。

(事務局)

24年度なんですけれども、職員が面接する中で必要ではないかと判断をした中では、全体で34～35名程度おります。3園で34～35名程度になります。もちろん、程度の違いはあります。マンツーマンで付いているわけではございません。

(委員長)

247名中の35名程度ですね。

(委員)

特別な支援が必要な子どもがですか。

(委員長)

1対1ではないけれども配慮が必要な子どもということですよ。

(事務局)

そうなります。程度によってはクラス全体として支援員を付けたりとか、他の子どもに影響をおよぼす子どもについてはマンツーマンで付ける形になります。

(委員)

それは優先的というわけではないですよ。

(事務局)

そうです。応募いただいた中からということになります。ただ、支援についてはご相談とかあります。どうしても募集が優先というわけではございませんので。

(事務局)

今、保育所と幼稚園を合わせましたら、確か4,500名ぐらいいるのですが、保育所3,000人と幼稚園で1,500名ぐらいいるんですが、保健センターの臨床心理士と保健師が回っております。臨床心理士が最初始めた時には4,500人のうちの気になる子どもが4年前で500人だったのが、今1,000人を超しております。

今35名とでましたが、実質加配を付けている子どもが何人いるのかとなれば、もう少し減ると思います。

(委員)

どんな症状の子どもがいるのですか。

(委員長)

いろんなお子さんがいます。多動だったり、集団行動がとれなかったりするんですね。教室の中にいたらいいんですけど、外に飛び出して行ったりとか園庭に出たりとかすると保育士が付いていないと危ない目にあったり、他のお子さんを殴ったり蹴ったりとか、本人に悪気はないんですけども、社会性だったりコミュニケーションが取れなかったりとかいます。

また、刺激にすごい敏感で、他のお子さんは沢山の刺激の中から1つの声を聞きとれるのに、全ての音が同じ音量に聞こえるので落ち着かないのですね。そういうお子さんもいます。

今、発達障がいという言葉がみなさんが勉強されていますし、落ち着かない子ども

が多いのが現状です。愛着の問題もあるとのこと。

(委員)

私も子どもを育てていますが、幼稚園とも6~7年関わっていますが、よく行った方と思いますが、そんなこと感じた子どもがいなかったのですが、近年増えているのは何かあるんですかね。

(委員長)

はっきり解っていないで、化学物質とか環境問題とか言われる先生もいらっしゃいます。

(委員)

核家族だから、お母さんがどう育てていいかわからなくて、しつけなのか、体験不足なのか、障がいなのかかわからない場合があります。急に飛び出して行ったり、とにかく高いところが好きな子ども、あとはパニック。自分の思い通りにならないといけない子どもやいろんな場合がありますビックリしました。

(委員長)

「授業料改定」につきましては再度、審議継続となりましたが、次回、もう少し解りやすい資料ということと、委員からお話しが出ていましたが、長時間保育の子と短時間保育の子の違いとか、他市の状況が解る資料があるとよろしいですかね。

(委員)

ある程度把握できないと資料としても説得力もないですし、基準は一本に絞ってもいいです。最終的に価格の設定というのはそうなるのです。その中にソフト面でこういうのをやっているからこの価格に決めようとかあるのですが、その前になる基準というのは、ある程度皆さんが見て納得できるような数字の出し方をした方が説得力があるし、また、いろんな所得層によって分けてしまうと、難しい面もあります。だからやっぱり、人数が占めるところで決めて行った方がいいと思いましたので、その辺の解りやすい資料をお願いします。

また、公立と私立はこういう所で違いがあるというところで、価格の設定でここまで上げられない理由として表示していただけたらいいなど、公立ならではのものを明確に表すことによって、やはり公立は少し低くても仕方がないと思える価格の設定もあるのかなと私は思っています。

(委員長)

今、まとめていただいたのですが、解りやすい資料を事務局の方で用意して頂くということをお願いします。

「授業料改定」については次回の継続案件とさせていただきます。

次に「その他」の「次回委員会の開催日程について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

次回の委員会について、次回第4回の委員会では今回審議していた内容を踏まえまして再度審議して頂く資料を提示し次回の委員会で継続して審議して頂きたいと考えております。

	<p>次回開催については 7 月上旬から中旬にお願いしたいと考えておりますが、皆様のスケジュールはいかがでしょうか。</p> <p>( 日程調整 )</p> <p>(委員長)</p> <p>それでは、次回の委員会は 7 月 18 日午後 5 時 00 分から開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>ほかに何もなければ、これもちまして、第 3 回委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>
会 議 資 料	・ 幼稚園授業料について
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 1 公開    2 一部公開    3 非公開 (傍聴者なし)
そ の 他 (非公開理由等)	